

## 【記入例】

これはあくまで一例です。実態に即した内容を記入してください。

### 廃棄物の処理に関する報告

環境局長様

事業者

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1  
あべのルシアス 13 階

法人の場合は、社名と代表者（肩書・氏名）  
を記入してください。

大阪阿倍野環境株式会社

氏名 代表取締役 環境環

（法人にあっては、法人名称及び代表者の役職・氏名）

施設の名称

大阪 STAY

施設の所在地

大阪市 北区中之島 1-3-20-101、102 号室

（ビル名） 大阪マンション

新築物件の場合は、必ず区役所で指定された  
住居表示を記入してください。（土地の地番で  
はありません）  
・共同住宅の場合、建物名を記入してください。  
・共同住宅の一部を使用する場合は、部屋番号  
を記入してください。

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊事業）に係る廃棄物の処理  
に関し、次のとおり報告します。

#### I 廃棄物処理に関する滞在者への周知方法（★は必須項目）

- 居室に設置する「利用案内書」に、ごみの適切な処理方法について記載 ★  
（英語・中国語・韓国語・その他（ ））
- 施設内で滞在者が排出するごみは、居室内のごみ箱に捨て、居室外に持ち出さない旨を、「利用案内書」または室内のわかりやすい場所に表記する ★  
（英語・中国語・韓国語・その他（ ））
- 居室内のごみ箱やごみ箱上の壁等に、滞在者に分別などがわかるような表記、イラストによる表示をする  
（英語・中国語・韓国語・その他（ イラスト ））
- その他

居室内のごみ箱が一杯になった場合は、管理者に連絡  
するよう注意書きを室内に貼付

・該当項目にチェックをしてください。  
・外国語による表示がされているか確認して  
ください。  
・保健所に提出する「廃棄物の処理方法」と  
同じ記載内容になっているか確認してく  
ださい。  
・★の2つは必須項目ですので必ず記入が  
必要です。

#### II 廃棄物の保管場所（区分方法）及び表示方法（※）

保管場所：1階玄関横

居住者ごとの区分方法：（例1）戸建て住宅で居住者なし。

（例2）1階居住者用ごみ集積所とは別に自社民泊  
専用のふた付ごみ箱を設置。

容器等	一般廃棄物	（ ふた付ごみ箱、透明のごみ袋 ）
	産業廃棄物	（ ふた付ごみ箱、透明のごみ袋 ）
	資源化物（紙類）	（ ふた付ごみ箱、透明のごみ袋 ）
	資源化物（飲料容器）	（ ふた付ごみ箱、透明のごみ袋 ）
	その他	（ ）

表示方法：

「一般廃棄物」「産業廃棄物」「資源化物（飲料容器）」のふた付ごみ箱  
を設置し、ごみ箱のふたにそれぞれ表示する。

※ 保管場所の図面又は写真を別途添付してください。

一般廃棄物と産業廃棄物が混在しないよう区分方法

示してください。

#### 【保管場所】

記入例

（戸建て）1階玄関横、車庫など

（共同住宅）1階ごみ集積所、エントランスなど

※「ごみ集積所」とは、ごみを保管するために区  
分設置された動かすことの出来ない固定され  
た場所のことです。

#### 【居住者ごとの区分方法】

記入例

（例1）戸建て住宅（居住者なし）の場合。

（例2）集合住宅の一部を民泊で使用する  
場合。

同一建物内に居住者がいる場合や、他民泊  
事業者の民泊施設がある場合、それぞれのご  
み置場がどこにあって、どのように区分するか  
記入してください。

収集運搬業者が保管場所へ行くまでに施錠  
されている箇所がある場合（オートロック等）、  
開錠方法を収集運搬業者とどのように共有す  
るのか記入してください。

#### 【添付書類】（ホームページの注意事項もご参考ください）

- ・ごみの保管場所が敷地内に設定されているか確認してください。  
(公道上など敷地外に設定することはできません。)
- ・敷地境界近くに設定する場合は、敷地境界線を記入してください。
- ・ごみの保管場所については、敷地内での位置や周辺状況がわかる資料を添付してください。  
(ごみ箱のアップ写真は不可。)
- ・同一建物内に居住者がいる場合、そのごみ置き場の資料も添付してください。

### III 廃棄物の収集・運搬等

一般廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 許可業者が収集	・ 自社運搬
再生資源化物	<input checked="" type="checkbox"/> 許可業者が収集	・ 再生資源事業者が収集 ・ 自社運搬
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 許可業者が収集	・ 自社運搬

全ての項目について、いずれかに○印をしてください。

### IV 廃棄物の収集運搬・処理業者名及び収集頻度 (契約締結準備段階または契約締結済であること)

一般廃棄物	収集運搬業者名	収集頻度
	○○衛生株式会社	毎日
再生資源化物	収集運搬業者名	収集頻度
	○○衛生株式会社	週2日
産業廃棄物	収集運搬業者名	処分業者名
	株式会社△△衛生	株式会社□□
		週2日

「週〇日」や「随時」等収集頻度を記載してください。

#### 【収集運搬業者名・処分業者名】

##### 一般廃棄物

大阪市一般廃棄物収集運搬業の許可を有した業者が確認してください。

##### 再生資源化物

紙類などの再生資源化物の事業者について記入してください。

##### 産業廃棄物

産業廃棄物処理業者の許可(業区分:収集運搬、処分のそれぞれあります)を有した業者が確認してください。

いずれも、正しい事業者名を記入してください。  
(株式会社、有限会社等の記載漏れがないこと)

自社運搬の場合は、搬入先を記入してください。

産業廃棄物を自社運搬する場合は、運搬車の表示など環境省のルールの順守が必要です。

### V 苦情があった場合の連絡体制

連絡先電話番号	06-1234-〇△□〇
担当者名(ふりがな)	豊臣 秀吉 (とよとみ ひでよし)
担当者又は法人住所 ※大阪市内に限る	大阪市 中央 区 船場中央 1-3-2-224
法人名・担当部署 ※個人の場合は記入不要	株式会社浪速サポート・民泊担当

- ・苦情対応者について記入してください。
- ・大阪市内の連絡体制(会社名・住所・電話番号)を記入してください。
- ・日本語対応が出来る人に限ります。

### VI その他

- ・提出については必ず下記提出先の担当者あて事前予約をお願いします。
- ・本報告の受理後、当課より廃棄物の適正処理に関する説明をおこなったことを確認する印を交付します。
- ・廃棄物の排出・処理方法に関して、本市担当者より申請者や廃棄物の処理業者等あて連絡することがあります。
- ・本報告の提出時において、契約予定先(廃棄物の処理業者等)と未調整(契約締結準備段階の開始がされていない)状態では受付できません。
- ・記載事項に変更があった場合は、その都度報告してください。

※「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関するガイドライン」P.21 ●苦情処理体制について施設に速やかに駆けつけることができるよう24時間体制をとること。現場に急行する必要がある場合に備え、通常おおむね 10 分程度でかけつけることができる体制を整備すること。

<提出先>

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階  
環境局事業部一般廃棄物指導課

電話: 06-6630-3271 FAX: 06-6630-3581

E-mail: ja0007@city.osaka.lg.jp

- ・枠内記載事項に十分注意し、本報告書を提出してください。
- ・記載内容に変更があった場合には「廃棄物の処理に関する報告」の修正したものを再度提出してください。

(令和4年11月更新)

(代理者)

行政書士 大阪 士郎

職印

事業者から委任を受けた行政書士が作成した書類には、記名・押印が必要です。

空きスペース等に行政書士の記名・職印を追記してください。

参考: 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。(行政書士法施行規則第9条第2項)

併せて、行政書士証票(身分証の確認)、事業者から行政書士への委任状が必要です。

委任状の原本還付が必要な場合は、原本と併せてコピーも必要です。